

令和5年度 加古川市介護人材育成支援助成金

(実務者研修受講に関する助成金)

加古川市内の地域密着型サービス事業所における介護福祉士の養成を目的に、実務者研修を受講した従業員の研修費用を負担した法人に対して、助成金を支給します。

支給対象

地域密着型サービス事業所の従業員が介護福祉士受験を目的として実務者研修を受講する際、令和5年度中にその受講費用の3/4以上を負担した法人。

※助成金の対象とできる従業員について

- ◆加古川市内の地域密着型サービス事業所に在職していること。
(従業員の雇用形態は、常勤・非常勤を問いません。)
- ◆令和5年度中に実務者研修を修了(見込)していること。

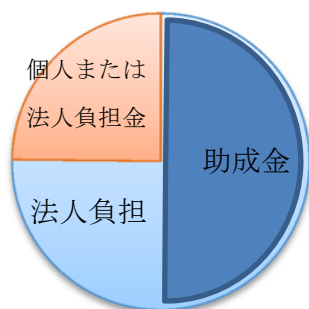


支給金額

法人が個人に負担した額の2/3 (上限10万円/従業員1人につき)

研修受講料負担内訳

イメージ図



法人が全額負担された場合も補助の対象となります。

(例) 研修受講料が20万円の場合

- ① 受講者本人が20万円を研修実施機関に支払い
 - ② 法人が受講者に15万円を負担
- (※①②は順番が逆でも可。ただし、②に関しては令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間であること)
市が法人に10万円を助成

この制度とは別に社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会において、介護福祉士実務者研修受講資金制度(個人向け)が行われています。詳しくは、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会へお問い合わせください。 ※貸付を受けた金額は市補助対象経費から差し引くこととなります。

<問合せ先> 加古川市役所 介護保険課 管理係
TEL 079-427-9123 (直通)

～ 補助申請の流れ ～

1 交付申請書類の作成・提出 (法人 → 市 介護保険課へ)

【令和6年1月頃】

- ・補助金交付要綱により、要件等を確認してください。
- ・今年度の補助金対象となる従業者についてまとめて申請書を作成し、市介護保険課へ交付申請書を提出してください。
- ・助成金は、受講する従業者が令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日の間）に研修を修了し、法人の受講料負担に係る費用の支出が令和5年度中に終了するものが対象となります。

【添付書類】

- ① 介護人材育成支援事業所要額調書
- ② 実務者研修受講者及び受講料負担額計算表
- ③ 受講する従業者の在職証明書
- ④ 指定研修機関の受講料領収書の写し（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）
- ⑤ 研修の受講料がわかるもの（研修パンフレット等）
- ⑥ 実務者研修を修了したこと（修了見込みであること）がわかる書類
（令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日の間）であること。）
- ⑦ 収支予算（見込）書抄本

2 交付決定 (市 介護保険課 → 法人へ)

- ・市が申請書の内容を審査し、交付決定通知書を発行します。

3 実績報告書の提出 (法人 → 市 介護保険課へ)

【令和6年3月下旬頃】

- ・市介護保険課へ実績報告書を提出します。
- ・法人の費用負担（支出）が終了することが助成金支給の条件となります。

【添付書類】

- ① 介護人材育成支援事業精算額調書
- ② 実務者研修受講者及び受講料負担額計算表
- ③ 受講した従業者に支払われたことが確認できる書類（給与明細等）
- ④ 決算（見込）書抄本

4 助成額の確定・助成金の支払い (市 介護保険課 → 法人へ)

【令和6年4月中旬頃】

- ・実績報告の内容を確認後、助成額を決定し、助成金を支払います。